



「海外格安航空券（ディスカウント航空券）」をお申し込みのお客様へ

*お申込みいただく氏名(スペル)は、全員の方についてご旅行に使用されるパスポートの記載とおりにお願いいたします。お申込み後のご搭乗者の氏名(スペル)のご変更・訂正は、一旦取消の後新規の契約としてお取扱させていただきます、当条件書記載の取扱手数料金を申し受けます。

この旅行条件書は、旅行業法第12条の4に基づき、お客様に交付する取引条件書面および契約書面の一部です。お申込みの際は契約書面、確定書面や本旅行条件書を十分ご確認の上、海外格安(ディスカウント)航空券の取引の内容及び、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。尚、海外普通運賃、正規割引運賃をご利用のお客様は、別途定めるそれぞれの取引条件書をご覧ください。

1. 手配旅行契約

- (1) 遠州鉄道株式会社(以下「当社」といいます。)が手配する旅行であり、この旅行に参加するお客様は当社と手配旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
(2) 手配旅行契約とは、当社が、お客様の依頼により旅行サービスの提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。
(3) 海外格安(ディスカウント)航空券の販売は、当社とお客様との間で締結する手配旅行契約となります。
(4) 当社は、手配旅行契約の履行にあたって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を生業として行うものその他の補助者に代行させることがあります。

2. お申し込み条件

- (1) 18歳未満の方は、親権者の同意書の提出が必要です。
(2) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちに申し出ください。)あらかじめ当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出ください。
(3) 前(2)のお申し出を受けた場合、当社は、可能な合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面ですれらを申し出ていただくことがあります。
(4) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損し又は業務を妨害する行為などを行った場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
(5) その他当社の業務上の都合があるときにはお断りをお断りする場合があります。

3. 旅行契約の成立

- (1) 旅行契約は、当社がお申込みを受諾し、お申込金を受領した時に成立します。
(2) 前(1)にかかわらず、次の場合はお申込金の支払を受けることなく旅行契約が成立します。
① お申込金の支払いを受けることなく、契約を締結する旨の書面を交付した場合。(来店の場合は書面をお渡した時点、FAXの場合は発信した時点、Eメールの場合はお客様に到着した時点で契約成立となります。)
② 旅行出発日までに航空券代金と引き換えに航空券をお渡しする場合。(当社がお申込みを受諾した時点で契約成立となります。)
(3) お申込金(お一人様30,000円)ただし航空券代金が30,000円未満の場合は(全額)を当社がお申込みを受諾した日から3日以内にお支払い下さい。
(4) お申込金は航空券代金または取消手数料、違約料の一部として取扱います。
(5) 取消し待ちの手配

当社はお客様のご要望により取消し待ちの航空券の手配を承ります。この場合でもお申込金(お一人様30,000円)ただし航空券代金が30,000円未満の場合は(全額)を申し受けます。手配完了後、お客様へ連絡をさせていただいた時点で契約成立となり、その際に取消し・変更のお申し出があった場合は変更・取消手数料金を申し受けます。当社が、手配完了のご連絡をするまでの間は、手数料金なしにお申込みの解除・変更をすることができます。なお、あらかじめお客様との間で定めた期限までに予約ができなかった場合は申込金全額を払戻します。

4. 航空券について

航空券はすべてEチケットとなります。Eチケットとは、紙ではなく電子データで発券し航空会社コンピュータに保管される航空券です。お客様には発券内容が記載された「Eチケット控」と「国際航空運送約款」をお渡します。「Eチケット控」はご旅行終了時まで携行し、航空会社や入国審査官の求めに応じて提示してください。「Eチケット控」は航空券そのものではありませんので万一紛失した場合でも航空会社カウンターで再入手し搭乗可能です。

5. 航空券代金(運賃<運賃本体+付加運賃>、料金、空港諸税等)

- (1) 航空券代金は運賃本体(平日/週末運賃、日本国内・海外追加運賃、途中降機費用、マイルアップ加算額等の合算額)、付加運賃(燃油サーチャージ等)、料金(航空保険特別料金等)、空港諸税(空港施設使用料、通行税等)の合計を言います。なお、付加運賃、料金、空港諸税の金額は運賃本体とは別途にご案内いたします。
(2) 航空券代金のうち、運賃本体は契約時の運賃が適用となりますが、付加運賃、料金、空港諸税は航空券発券時の為替レートに基づく算出金額となりますので、契約時に提示した金額と異なる場合があります。
(3) 航空券の発券前に、料金に変更が生じた場合や、付加運賃、料金、空港諸税等が新設・金額変更となった場合は、予約時にご案内した金額から追加請求または返金いたします。航空券発券後については、それぞれの追加請求、及び返金はいいたしません。

6. 航空券代金のお支払について

- (1) 航空券代金は、発券期限のある航空券の場合には当社が規定する期日までに全額をお支払いください。発券期限の定めのないものは旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、14日目に当たる日までに、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までに支払いください。
(2) 前(1)の期限までに航空券代金が入金されない場合は、当社は航空券の予約がなかったものとして取扱い予約を取消しさせていただきます。尚、この場合、第10項に定める取消手数料に相当する違約料を申し受けます。

7. ご利用条件

- (1) 航空会社の都合により、出発直前に出発日、出発便、ルートの変更をお願いすることがあります。
(2) お申込みいただいた航空券がエコノミークラスの場合、差額を支払ってもビジネスクラスなどへの変更および、窓側席、通路側席などへのご希望はお受けできません。
(3) クラスにかかわらず出発後の未使用航空券は一切払戻しできません。
(4) 当初の予約とおりにご利用が代金適用の条件となります。例えばFIX往復航空券の場合に

ついては、復路を現地で変更することはできません(一部可能なチケットもあります)。また、事前に航空会社の承認を得ることなく片道のみ使用した場合は、航空会社から追加代金の徴収がありますのでご注意ください。

- (5) お客様が旅行中に天災などの不可抗力、又はお客様の不注意により被った損害につきましては、当社では責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

8. 緊急手配時の旅行業務取扱料金

ご出発の2営業日前(土・日・祝日含まず)以降のお申込みは、緊急手配料としてお一人様2,200円(税込)を申し受けます。緊急手配料金は取消となった場合でも払戻ししません。

9. ご注意

- (1) 国際線搭乗手続きは出発2時間前までを目安に時間に余裕を持って済ませてください。
(2) 予告なしに出発時刻が変更される場合がありますので、ご利用航空会社へ出発・搭乗手続き時刻をお問合せください。
(3) お客様が旅行中に天災などの不可抗力、又はお客様の過失(予約の再確認不足、搭乗手続きの遅れ等)により被った損害につきましては、当社では責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
(4) 現地滞在中に航空会社が倒産した場合、航空券自体の価値が消滅し救済会社が現れない限りお客様負担での帰国となりますのでご了承ください。
(5) 各航空会社が運送契約を締結した区間のみ責任を負います。異なる航空会社の乗り継ぎに何らかの事由で遅れた場合、お客様ご自身で代替便を手配し、帰国いただくこととなります。できる限り同一航空会社での乗り継ぎをお勧めします。
(6) 航空会社の FFP(Frequent Flyers Program=マイルージ)については、提携航空会社を含め、お客様ご自身でご確認や手続きをお願いします。
(7) 航空会社が預かる手荷物(受託手荷物)の無料・有料および適用条件は、航空会社ごとに、方面・路線・搭乗クラス・マイルージ会員資格・チェックイン方法等によって異なりますので、お乗りになる航空会社のホームページ等でご確認ください。

10. 取消手数料金および変更手数料金

(1) ご旅行契約成立後、万一のお申込みを取消される場合は下記(表1)の取消手数料が必要となります。又、ご変更の際には変更手数料が必要となります(小児、座席を使用しない幼児も同様となります)。また、早割りの条件にて手配した格安航空券については、表(2)の取消手数料が必要となります。

<表1>通常規程

*()内表示は航空券が5万円以下の場合

Table with 4 columns: 旅行解約日・変更日, 取消手数料金 (お一人様・消費税含む), 変更手数料金 (お一人様・消費税含む), and 備考. Rows include a, b, c, d, e, f with specific dates and amounts.

ピーク期: 4月25日~5月5日、8月5日~15日、12月20日~1月5日の出発を言います。

<表2>早割格安航空券をご利用の場合の規定

早割料金には予約及び発券に関し、それぞれの期限・条件が設定されています。早割料金を適用するため期限までの予約・発券が必要となります。予約完了後予約の変更については一切できません。尚、期限につきましては、発券期限の2営業日前(土・日・祝含まず)になります。

Table with 2 columns: 旅行解約日, 取消手数料金(お一人様・消費税含む). Rows include 予約完了~当社発券予定日の前日まで and 当社発券予定日以降.

注1)表(1)(c)に表示したように、お客様のご要望により、出発日の15日前以前に航空券を発券した場合の変更又は取消に関しては、出発日の15日前以前であっても、上記表示の(c)の取消料金・変更手数料が適用になります。また、航空会社の都合で当該航空券の発券リミットが15日前以前に設けられる場合があり、この場合は発券リミットの前日までに、お客様の同意を得て航空券を発券します。当該航空券の発券後の変更・取消は、出発日の15日前以前であっても、(c)の取消料金・変更手数料を適用します。

注2)表(1)の取消・変更手数料金(c)~(d)が、(e)を上回る場合は(e)を上限とします。また航空券代金額を(c)~(e)の上限とします。

注3)表の(1)の(e)2日前～前日の取消・変更手数料については、運賃本体の料金に関わらず、5万円未満の場合に適用される取消・変更手数料を下限とします。

注4)変更とは、発券依頼をお受けする前に「同一のお客様」が「同一の航空会社」、「同一の取扱店」を利用し、当初の「出発日から起算して2ヶ月以内の間で出発日」を含む利用日、利用便、航空券条件等を変更する場合は「変更」ではなく、「取消」扱いとなります。

注5)ご搭乗者氏名のスペルの訂正、大人・子供の種別・性別の修正、旅行者交替は、「変更」ではなく、「取消」扱いとなります。

注6)変更後に「変更・取消」となった場合は、当初の出発日または変更後の出発日を基準として高い方の取消手数料・変更手数料を申し受けます。

(2)特別ルールのある航空会社

前(1)の規定にかかわらず、航空会社(特にLCC等)にて特別規則がある場合については契約時に別途条件をご案内します。

(3)ご変更及びお取消につきましては、取扱店が指定する営業時間内にお申込みの取扱店にお申し出下さい。

11. 渡航先の危険情報・保健衛生について

(1) 渡航先(国または地域)によっては、「外務省海外危険情報」など、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。「外務省海外安全ホームページ」：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>でご確認ください。

(2) 旅日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の危険情報や緊急時の連絡メール等を受け取れる外務省のシステム「たびレジ」への登録をおすすめします。<https://www.ezairyu.mofa.go.jp>

(3) 渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ」：<https://www.forth.go.jp/>でご確認ください。

(4) 当社の手配旅行は、外務省安全情報等を考慮し以下のように旅行を取扱います。

<①危険情報>

危険情報は、渡航・滞在にあり特に注意が必要な場合に発出される情報で、以下の表内の最新の現地治安情勢と安全対策の目安が示されています。

Table with 3 columns: 種別, 内容, 旅行お取扱について. It details risk levels from Level 1 to Level 4, including advice on travel and safety measures.

<②スポット情報>

スポット情報は、いずれも渡航・滞在時の安全対策やトラブル回避の観点から知っておく必要があると思われる情報を速報的に個別に提供することを目的としています。情勢により危険情報のレベルの引き上げに繋がるものもあります。

Table with 2 columns: 外務省分類例, 旅行お取扱について. It lists categories like '治安の急速な悪化' and '突発的な事件' with corresponding handling instructions.

<③広域情報>

広域情報は、複数の国や地域にまたがる広い範囲で注意を必要とする事象が生じた際に注意を呼びかけるものです。

Table with 2 columns: 分類例, 旅行お取扱について. It lists categories like '外務省' and 'WHO, その他' with handling instructions.

9. 渡航手続き

(1)ご旅行に要する旅券、査証(ビザ)、再入国許可、入国に関する電子認証および各種証明書(以下「渡航書類」といいます。)等の渡航手続は、お客様ご自身の責任で行なっていただきます。

(2)日本国の旅券をお持ちのお客様の場合は、お申込みの旅行先に必要とされる旅券の残存期間および査証の必要な国名については、お申込みの時点の最新情報を「取扱店」にご確認ください。日本国以外の旅券をお持ちのお客様は、自国の領事館、渡航先国の領事館および入国管理事務所にお問合せください。

(3)当社の旅行業約款(渡航手続代行契約の部)の規程に基づき、当社と旅行契約を締結したお客様からの依頼によって、当社以下の業務を行うことがあります。その場合、当社は当該約款に定める渡航書類の取得の代行手続き等に対する別紙「旅行業務取扱料金表」記載の取扱料金を申し受けます。

- ①渡航書類の取得に関する手続き
②出入国手続き書類の作成
③ETAS・ESTAの認証手続きの代行
④その他①②③に関連する業務

(4)前記(3)①～③の業務を行うことで、実際にお客様が渡航書類を取得できること、および、関係国への出入国が許可されることを保証するものではありません。従って、当社の責に帰すべき事由によらず、お客様が渡航書類の取得ができず、又は、関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

12. 海外旅行保険へのご加入のおすすめ

海外で病気や怪我をした場合、多額の治療費、移送費がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。

13. 個人情報の取扱

2022年4月1日改訂

(1)当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報の利用目的について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供する旅行サービスの手配およびこれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、ご旅行中の傷病やその他緊急を要する連絡、お客様の本人確認・個人認証、主契約(各種旅行契約)に付随し、別途に渡航手続き契約を締結した場合の手続きで利用させていただきます。このほか、当社は①当社、および旅行保険等旅行に必要な当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(2)当社が取得する個人情報は、お客様の氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、ファクス番号、メールアドレス、パスポート番号、その他当社が旅行を手配するうえで必要となる最小限の範囲内のお客さまの個人情報といたします。また介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする場合で、当社が可能な範囲内でこれに必ず(又は応じられない旨の回答をする)目的のため、上記以外の個人情報の取得をさせていただくことがあります。これは当社が手配等をするうえで必要な範囲内といたします。

(3)当社および当社の手配代行者は、本項(1)(2)により、運送・宿泊機関、保険会社等に対して、お客さまの氏名、年齢、性別、住所、電話番号、パスポート番号、その他手配をするために必要な範囲内の情報を、あらかじめ電子的方法などで送付することによって提供いたします。また、万一事故が発生した時に限り、保険会社に対して保険手続きに必要な範囲内での情報を書面で送付することで提供します。

(4)お申込みいただく際は、本項(1)～(3)の個人データの取得・利用・提供についてお客様に同意いただくものとします。当社が必要な個人情報を取得・利用・提供することについてお客様の同意を得られない場合は、当社は契約の締結に及びることがあります。また同意を得られないことで、お客様のご希望される手配等が行えない場合があります。

(5)当社は、当社が保有するお客さまの個人データのうち、氏名、住所、電話番号またはメールアドレスといったお客様へのご連絡にあり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のため、これを利用させていただくことがあります。なお、当社グループ企業の名称および個人データの管理について責任を有する者は、当社ホームページ

(<https://www.entetsu.co.jp/privacy.html>)をご参照ください。

(6)海外旅行においては、ご本人の同意を得て、個人情報を外国にある旅行サービス提供機関や弊社の手配代行者に提供します。

●各国における個人情報保護に関する情報

①GDPR(EU一般データ保護規則)対象国及びイギリス(個人情報保護委員会が日本と同等の保護水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有する外国等として指定しています。)

オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、リヒテンシュタイン、アイスランド、ノルウェー、イギリス(参照:平成31年個人情報保護委員会告示第1号・第5号)

②GDPR第45条に基づく十分性の認定を取得している国・地域(GDPRに基づき欧州委員会が十分なデータ保護水準を有していると認めています)

アルゼンチン、アンドラ、イギリス、イスラエル、ウルグアイ、カナダ、スイス、ニュージーランド(参照:<https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/GDPR/>)

③APECのCBPRシステムの加盟国・地域(APECのプライバシーフレームワークに準拠した法令を有しています)

アメリカ、メキシコ、カナダ、シンガポール、韓国、オーストラリア、台湾、フィリピン(参照:https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/international_conference/)

④OECDプライバシーガイドライン8原則に全て対応している国(OECDプライバシーガイドラインは、①収集制限の原則、②データ内容の原則、③目的明確化の原則、④利用制限の原則、⑤安全保護の原則、⑥公開の原則、⑦個人参加の原則、⑧責任の原則、の8原則を基本原則として定めています。)

中国

●お客様の個人情報を提供する第三者が上記①～④の外国にある場合の当該第三者は全てOECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報の保護のための措置を講じています。

(7)前記●各国における個人情報保護に関する情報①～④に記載のない国の個人情報保護に関する情報は、個別の契約時に明示します。

14. 約款準拠

本旅行条件書面に記載のない事項は当社の旅行業約款(手配旅行の部)に定めるところによります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

